

うるま市民無料相談所の開設

◆市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所
宮國英男弁護士

【と き】毎月第2木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】石川庁舎（1階市民相談室）

【受 付】市民ロビー 午後1時受付開始

【と き】毎月第4木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】本庁（1階市民相談室）

【受 付】2階市民生活課 午後1時受付開始

※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、法律相談は先着8名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので予めご了承ください。

◆人権・行政合同相談所

【と き】9月18日（木）午前10時～午後4時

【ところ】石川庁舎1階市民相談室（行政）
2階第3会議室（人権）

◆消費者相談

【と き】毎週水曜日 午前10時～午後4時

【ところ】市役所本庁1階市民相談室

【人権相談】

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権問題でお困りの方。

【行政相談】

国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受け付けます。

【消費者相談】

マルチ商法やSF商法（沖縄では「ハイハイ学校」）などの悪質商法、架空請求や金融問題（多重債務）等に対するトラブル等について消費生活専門員が対応します。市民の皆さん一人で悩まず相談してください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

連絡先：市民生活課 ☎973-5487

市民サービス評価（平成二十年第1四半期分）の公表

行政改革推進室

☎973-5403

市民サービス評価（市民意見）に対する回答の一部（概略）を掲載いたします。評価の全容、詳細は、ホームページか各庁舎玄関ロビーの掲示資料をご覧ください。

Q 図書館の雑誌大幅削減について

「雑誌類が大幅に今年度からなくなり残念です。回転がよく、なかなか借りることができなかった雑誌まで削られてショックです。もう一度見直してほしい。雑誌を買わなくても図書館で

読むことができたので納税も気にならなかった。市民に還元してもいいのでは？」

A 「図書館では次の点に配慮しながら、限られた予算内で雑誌を選定していますのでご理解ください。①基本的に同一の雑誌を2館以上で選定しない。②偏ったジャンルの雑誌選定にならないようにする。③資料的価値が高く、市民にとって入手困難な雑誌は努めて選定する。なお、図書館システムにより図書に限らず雑誌についても他館から取り寄せて貸し出しすることが出来ますので、こちらの方もご利用いただければ幸いです。」（中央図書館）

10月1日は住宅・土地統計調査の日

企画課

☎973-5005

10月1日は、平成20年住宅・土地統計調査が全国一斉に実施されます。この調査は、人が居住する建物や、住宅・土地の保有状況、居住世帯に関する実態を調査し、その結果は住宅・土地関連施策の基礎資料として利用されます。うるま市では、無作為に抽出された約2,300世帯が調査対象となります。9月上旬から調査員が調査の対象となったお宅に伺います。皆様のご協力をお願いいたします。